

## 電話アダプター一体型回線終端装置ルーター機能 eo 光パートナーサービス契約者規約

株式会社オプテージ  
2024年3月14日制定

### (本規約の適用)

第1条 本規約は、eo 光パートナーが提供する eo 光パートナーサービスの利用を目的とし、株式会社オプテージ（以下「当社」といいます）より電話アダプター一体型回線終端装置ルーター機能の提供を受ける者（以下「契約者」といいます）に適用されるものとします。

2 契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

### (本規約の範囲、変更および通知)

第2条 本規約は、契約者と当社との間の電話アダプター一体型回線終端装置ルーター機能の提供（以下「各機能」といいます）の利用契約に関する一切の關係に適用します。

2 各機能とは以下の通りとします。

(1) 有線ルーター機能（以下「有線ルーター機能」といいます）

(2) 無線ルーター機能（以下「無線ルーター機能」といいます）

3 当社が必要に応じて契約者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含み、以下同じとします）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

4 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、契約者に通知します。本規約の変更は、契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

5 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

### (利用契約の単位)

第3条 当社は、eo 光パートナーサービス1回線ごとに1の利用契約を締結します。ただし、eo 光パートナーサービスを同一の利用場所でご利用の場合はこの限りではありません。

### (利用申込をすることができる者の条件)

第4条 本サービスの利用申込をすることができる者は、eo 光パートナーサービスの契約者に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるルーターのレンタルサービスの利用申込みもしくは利用をしていない eo 光パートナーサービスの契約者、または当社が別に定める電話アダプターの提供を受けていない eo 光電話の契約者に限ります。ただし、同一の利用場所でいずれか

のサービスの契約を新たに追加する場合はこの限りではありません。

(注) 当社が別に定めるルーターのレンタルサービスとは、e o 光ベーシックルーターレンタル規約で規定されるe o 光ベーシックルーターのレンタルサービス、e o 光無線ルーターレンタル規約で規定されるe o 光無線ルーターおよびeo 光多機能ルーターレンタル規約 eo 光パートナーサービス契約者特約で規定されるeo 光多機能ルーターのレンタルサービスとします。

#### (利用申込の方法)

第5条 各機能を利用する場合は、それぞれ当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。

#### (利用申込の承諾)

第6条 当社は、前条(利用申込の方法)による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点で各機能の利用契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
- (2) 第4条(利用申込をすることができる者の条件)に規定する条件に満たさないとき。
- (3) 技術上、提供が困難なとき。
- (4) その他、当社が不適切と判断したとき。

#### (契約の解除)

第7条 各機能の利用契約の解除を希望する場合には、それぞれ当社所定の手続きに従うものとします。

2 当社は、eo 光パートナーサービスの契約が解除された時点でもって各機能の利用契約を解除するものとします。

3 当社は、第1項の規定による手続きが完了された時点でもって各機能の利用契約を解除するものとします。

#### (当社が行う契約の解除)

第8条 当社は、以下の各号に該当する場合には、各機能の利用契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
- (2) 契約者が、第5条(利用申込の方法)に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (3) 契約者が、eo 光パートナーサービスの契約を解除された場合。
- (4) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合。

2 当社は、前項の規定により各機能の利用契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を

契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (利用料)

第9条 当社は各機能の利用料金を以下のとおり定めます。

- 2 各機能の利用にあたっては、料金表1. 各機能利用料に規定する料金を毎月支払うものとします。
- 3 各機能利用料の課金開始日は、第6条（各機能の利用申込の承諾）に規定する各機能の利用契約の成立日が属する月（ただし、eo光パートナーサービスと同時申し込みの場合は、eo光パートナーサービスの開通日が属する月、また、当社が発送により電話アダプター一体型回線終端装置の引き渡しを行なった場合は、当社が電話アダプター一体型回線終端装置を発送した日の10日後の日が属する月とします）の翌月1日とします。
- 4 各機能の契約終了月の各機能利用料は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。
- 5 契約者は、各機能の契約期間中に各機能の全部または一部の機能を利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の各機能利用料の全額を支払うものとします。但し、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、各機能利用料の計算の起算日または締切日を変更することができるものとします。

#### (手続きに関する料金の支払い義務)

第10条 契約者は、各機能の利用契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表2. 事務手数料（契約事務手数料）に規定する料金を支払うものとします。

ただし、当社は料金表の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。

#### (著作権など)

第11条 各機能の利用において当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、インターフェイス条件資料、各種ソフトウェア、取扱いマニュアルなどを含みます）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウなどの一切の知的所有権は、当社または当社が指定する者に帰属するものとします。

#### (ソフトウェアの複製などの禁止)

第12条 契約者は、各機能の全部または一部を構成するソフトウェア製品に関し、次の行為を禁止します。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。

- (2) ソフトウェアを各機能以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更または改作すること。

#### (免責事項)

第 13 条 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本規約に明示的に定める場合の他、契約者に対して一切の損害賠償責任および利用料などの減額・返還の義務を負わないものとします。

#### (分離性)

第 14 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

#### (準拠法)

第 15 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

#### (特約条項)

第 16 条 契約者は、各機能の利用契約について別途書面などにより特約した場合は、その特約はこれらの契約と一体となり、各機能の利用契約を補完および修正することに同意するものとします。

#### (紛争の解決)

第 17 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (無線ルーター機能に関する情報の利用)

第 18 条 当社は、契約者が当社に無線ルーター機能に関する課題解決を求めた際、契約者から個別に同意を得た上で、契約者の無線ルーター機能に関する課題解決のため、契約者の無線ルーター機能の情報（電話アダプター一体型回線終端装置保管場所周辺の電波状況、電話アダプター一体型回線終端装置と電話アダプター一体型回線終端装置に接続している端末間の通信状況など）を取得することがあります。

(各機能に係る金銭債権の譲渡など)

第 19 条 eo 光パートナーサービス契約者は、各機能に係る料金その他の債務に係る金銭債権を、当社が eo 光パートナーに譲渡することを包括的に承認します。この場合において、eo 光パートナーの請求をもって債権譲渡が成立するものとし、当社から eo 光パートナーサービス契約者への通知は省略します。

2 前項に定める各機能に係る料金その他の債務に係る金銭債権の支払い期限および支払い方法については、当社が定める規定にかかわらず、eo 光パートナーが定めるところによります。ただし、当社が定める支払い期限より早まることはないものとします。

以上

## 料 金 表

### 1. 各機能利用料

月額

区 分	単 位	料金額
有線ルーター機能	1の機能契約ごとに	無料
無線ルーター機能	1の機能契約ごとに	96円(税込額 105円)

### 2. 事務手数料

区 分	料金額
契約事務手数料	2,000円(税込額 2,200円)

### 附 則

(実施期日)

この利用規約は、2024年3月14日から実施します。